

2025年度

給付奨学生のしおり



JASSO

このしおりでは原則として返還の必要のない給付奨学金の支給が始まってから終了するまでの手続きや、留意事項などを記載しています。

目次

本冊子の中で特に重要な項目	1
はじめに	
1. 給付奨学金制度	4
2. 給付奨学生としての心構え	4
3. 注意事項	5
第一部 支給中の手続き	
図解〈給付奨学生採用から支給終了まで〉	6
1. 給付奨学生証	7
2. 給付奨学金の振込み	9
3. 支給月額の変更、受領資格等	11
4. 支給中の異動（休学・退学、改姓等）	17
5. 在籍報告	23
6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）	25
7. 適格認定（学業等）	27
8. 適格認定（家計）	29
9. 家計急変採用者の適格認定（家計）	30
10. 返還が必要となった場合	33
第二部 お知らせ	
1. JASSO 災害支援金	35
2. スカラネット・パーソナル	36
3. アンケートへの協力をお願い	38
第三部 資料	
1. 支給月額一覧表	39
2. 第IV区分と多子世帯支援について	40
3. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の 第一種奨学金の貸与月額	42
4. 関係規程	45

本冊子の用語

- ・あなた……………奨学生本人
- ・本機構……………独立行政法人日本学生支援機構
- ・大学等……………大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- ・生計維持者……………父母（父母ともいる場合は2人とも）。
父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）

本冊子の内容は、関係規程の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

- ・ 日本学生支援機構ホームページ…<https://www.jasso.go.jp/index.html>
- ・ 奨学生のしおり……………<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>
- ・ 関係規程……………<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



本冊子の中で特に重要な項目

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。詳しくは案内しているページをご覧ください。

各時期に受け取る書類等と必要な手続き

時 期	受け取る書類等	必要な手続き
奨学生採用時	「給付奨学生証」(7 ページ)	――
毎年 1 回 (4 月)	――	スカラネット・パーソナルから「在籍報告」を入力(23 ページ)
毎年 1 回 (12 月～3 月頃)	「給付額通知」(25 ページ) ※スカラネット・パーソナルで3月までに確認	――

・自宅外通学の証明書及び在留資格の証明書は、必要に応じて学校へ提出してください。

給付奨学生証

(7 ページ)



◀あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。

※印字されている項目を自身で確認の上、大切に保管してください。

※給付月額に「0円」と印字されている人(8 ページ参照)は、支給額はありますが、給付奨学生としての資格を有します。このため、本「しおり」に記載されている給付奨学生としての手続きが必要です。

スカラネット・パーソナル

(36 ページ)

「毎月の給付奨学金の金額は？ 受給する期間は？」あなたの情報を見ることができます！

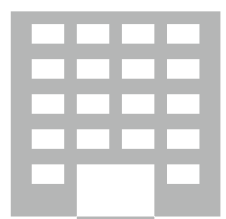
スカラネット・パーソナルでは、あなたの給付奨学金に関する情報(給付奨学金の支給額・支給期間・振込口座等)を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「在籍報告」(23 ページ)の入力も、スカラネット・パーソナルから行います。

※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

給付奨学金の受け取り方

(9ページ)



<日本学生支援機構>

給付奨学金 (毎月 11 日)

※4月は21日、5月は16日

(振込日が土日祝日の場合は、
その前営業日に振込み)

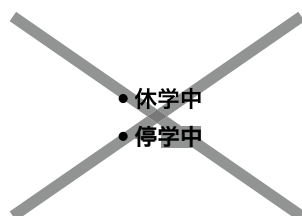


給付奨学生(あなた)の口座

給付奨学金は、あなた名義の普通預金(貯金)口座に振り込まれます。

⚠ 給付奨学金を受け取れない例

(18ページ4-2、27、28ページ)



受け取れません



受け取れないことがあります
(学校に相談)

受給している間の変更

●通学形態(自宅からの通学・自宅外からの通学)の変更(11ページ)

●あなたに関する登録情報(氏名・住所・振込口座など)の変更
(10ページ、17ページ)

●給付奨学金が途中で不要になった場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある
(あった)場合(17～21ページ)

在籍報告

(毎年4月(採用初年度は対象外))(23ページ)

- あなたが大学等に在籍していることや、生計維持者などについて、スカラネット・パーソナルから入力します。



給付奨学生(あなた)が
在籍状況等を報告

※在籍確認ができない場合は、給付奨学金を停止することがあります。

資産に関する確認

(毎年4月)

資産に関する申告を求め、基準に該当していない場合は、当年度10月から1年間支給を停止します。

支援区分の見直し

(毎年10月(家計急変採用の場合は3か月ごと))

日本学生支援機構は、あなたが奨学金申込時に提出したマイナンバーを利用して、あなたと生計維持者の収入状況の確認をします。確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。

※マイナンバーを提出できない人やマイナンバーで情報を取得できない人については、支援期間中、毎年、収入に関する書類の提出が必要となります。収入に関する書類が提出されない場合は、奨学金の支給を停止することがあります。

適格認定(学業)

学年末(2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと)
(27ページ)

学校から報告された学業成績の判定結果に基づき、給付奨学金を次の年度も引き続き受け取れるか決定します。

※学業成績が不振の場合などは、次の年度の給付奨学金が受け取れなくなることがあります。
※また、成績不振が著しく、やむを得ない事由がない場合は、支給済みの給付奨学金について返還が必要になることがあります。

はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の給付奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の給付奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に支給されるものです。

みなさんは、その給付奨学金の支給を受ける資格があると認められました。勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。



1. 給付奨学金制度

日本学生支援機構の給付奨学金は、国費を財源として、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、特に優れた人であって経済的理由により極めて修学が困難である人に対して、経済的理由により進学を断念することのないよう、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。



2. 給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。
- (2) 支給中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。



3. 注意事項

■提出期限までに必要な手続きを行う

学校が期限を定めて書類の提出や入力等の手続きを求めることがあります。

期限までに提出や入力をしないと、給付奨学金の支給が停止され、支給月数が減じられることがありますので、学校からの連絡には必ず対応するようにしてください。

なお、提出された書類は返却しません。必要に応じて提出書類等の本人控又はコピーを保管してください。

■在籍状況を報告する

給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していることを、定期的に本機構に報告する必要があります（在籍報告、23ページ）。

報告はスカラネット・パーソナルで行い、在籍状況と併せて、生計維持者等についても入力してもらいます。しっかりと内容を確認のうえ、正確に入力してください。

定められた期限までに報告がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の支給が停止され、支給月数が減じられることがありますので、忘れずに手続きを行ってください。なお、休学等により支給が停止されている場合も報告が必要です。

■学業に励む

給付奨学金の支給開始後も、給付奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります（適格認定、27、28ページ）。

そのため、定期的に学業成績等について給付奨学生としてふさわしいかを確認し、給付奨学金の継続の可否等を決定します。

学業成績が不振等の場合は、給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）又は一定期間停止とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがあります。

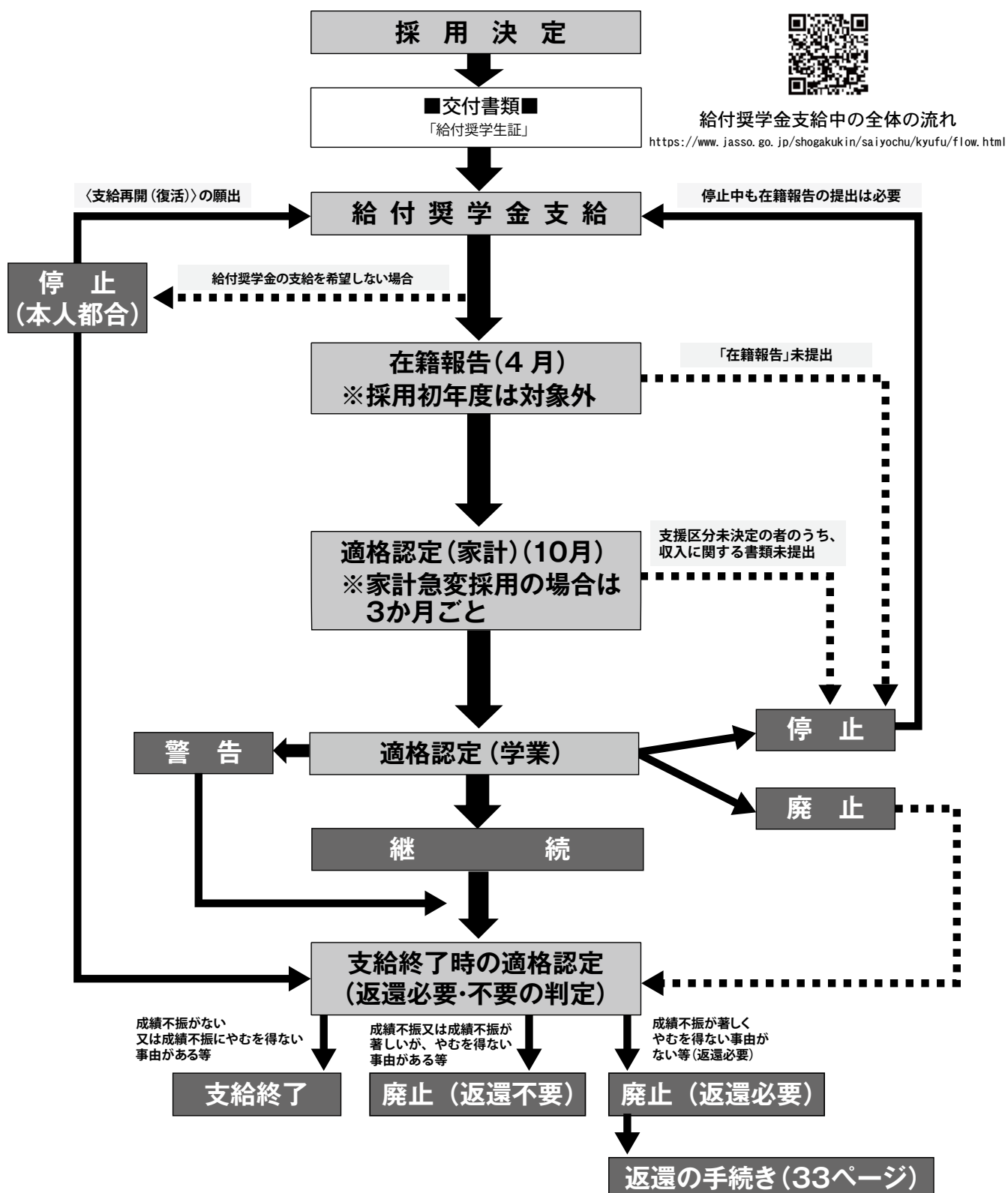
■高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と第一種奨学金（貸与）を併せて利用するとき

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と併せて第一種奨学金の貸与を利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。これを併給調整といいます。調整後の貸与月額は「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額」（42ページ）で確認してください。

なお、第一種奨学金の貸与月額が、本来希望していた金額より少ないという理由等で、給付奨学金を辞退することはできません。

支給中の手続き

図解 <給付奨学生採用から支給終了まで>





1. 給付奨学生証

- 「給付奨学生証」は、あなたが本機構の給付奨学生であることを証明するものです。
- 奨学金申込み時（⑤給付月額を除く）の内容が印字されています。
- 印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
※支給月額については、8ページ「⑤給付月額」及び39ページの「支給月額一覧表」を確認してください。
- 貸与奨学金（第一種奨学金と第二種奨学金）の奨学生証は、給付奨学生証とは別に交付されます。

例) 給付奨学生証（私立・第Ⅰ区分）

JASSO
給 付 奨 学 生 証
(給付奨学生採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援 大学

① 奨 学 生 番 号 5XX-XX-XXXXXX

学 籍 番 号 J12345

② 給 付 太 郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証
します
社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで
下さい

令和 33 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
吉岡 知哉
(印影/暗印)

③ 給 付 の 始 期 20XX年 4 月分
④ 給 付 の 終 期 (予定) 20XX年 3 月分
⑤ 給 付 月 額 38,300 円 (自宅通学)
⑥ 支 援 区 分 第Ⅰ区分
⑦ 振込先金融機関名 機構信用金庫

⑧ (注1)「給付月額」及び「支援区分」は給付の期間から前年度までの間で、定額給付又は専攻奨励給付と対応します。
(注2)「自宅通学」を申請した場合でも、給付月額等により「自宅外通学」であることを機構で確認できるまでは、自宅通学の支給対象となります。
自宅外通学であることを確認後、支給額をまとめて支給します。

※見本は給付奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

①奨学生番号

奨学生番号は、給付奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。給付奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

②氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお、旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

③給付の始期

給付奨学金の支給を開始する年月（何年何月分から支給を受けるのか）のことです。

④給付の終期（予定）

給付奨学金の支給が終了する予定年月（何年何月分まで支給を受ける予定なのか）のことです。支給の途中で退学等があれば、給付の終期は早まります。

⑤給付月額

あなたが採用時に支給される給付奨学金の支援区分に基づく支給月額と通学形態が印字されています。

- ・申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅通学の支給月額で振込みが開始されます。自宅外月額の支給を受けるためには書類審査（11ページ）を受け、審査が完了する必要があります。
- ・通信教育課程の奨学生の場合は年額が印字されています。
- ・支給区分が「第Ⅳ区分（理工農）」の場合は「0円」と印字されています。
- ・支援区分が「多子世帯」（第Ⅳ区分）等の区分が記載されていないものの場合も「0円」と印字されています。
- ・他の国費による給付金を受給している場合は「0円（他国費受給）」と印字されています。
- ・自宅外通学での月額となった場合や支援区分の見直しによる月額の変更での、奨学生証の再発行はいたしません。あなたの奨学金に関する情報については、スカラネット・パーソナルより確認してください。
- ・支給月額の一覧は39ページを確認ください。

⑥支援区分

あなたと生計維持者の収入等に基づき判定された支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅲ区分（各区分に多子世帯を含む）、第Ⅳ区分（理工農または多子世帯）、多子世帯）が印字されています。

⑦振込先金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは10ページを参照してください。

⑧特記事項

該当者に限り、通信教育課程における支給額の振込みについても印字されています。



奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11桁の番号で構成されています。（例：525-04-999999）

	①種別	②採用年度	③学種	④通し番号
給付奨学金	5	25	04	〇〇〇〇〇〇
第一種奨学金	6	25	04	〇〇〇〇〇〇
第二種奨学金	8	25	08	〇〇〇〇〇〇

①種別（1桁）

5	給付奨学金
6	第一種奨学金 （無利子）
8	第二種奨学金 （有利子）

②採用年度（西暦下2桁）

例 2025年→25

③学種（2桁）

01	高等専門学校
02	短期大学
04	大学学部
06	大学院
08	専修学校専門課程
09	通信課程

④通し番号（6桁）



2. 給付奨学金の振込み

- 給付奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月 11 日に振り込まれます。ただし、4月は21日、5月は16日に振り込まれます。
- 通信教育課程の人は、年に 1 回（入学月の振込日）振り込まれます。
- 振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込まれます。
- 自宅外通学を選択して採用となった場合も、自宅外通学が承認されるまでは自宅通学の支給月額で振込が開始されます。

○奨学金振込予定表

4 月分	4 月 21 日	8 月分	8 月 11 日	12 月分	12 月 11 日
5 月分	5 月 16 日	9 月分	9 月 11 日	1 月分	1 月 11 日
6 月分	6 月 11 日	10 月分	10 月 11 日	2 月分	2 月 11 日
7 月分	7 月 11 日	11 月分	11 月 11 日	3 月分	3 月 11 日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振り込まれます。

※毎月の振込日は本機構ホームページより確認できます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/furikomi_bi.html



給付終了となる年度の 3 月分は、2 月分と合わせて 2 月に振り込まれます。

2-1. 給付奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。



- 採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。
- 申込時に自宅外通学を選択した場合でも、自宅通学の支給月額で振込みが開始されます。自宅外月額の支給を受けるためには書類審査（11 ページ）を受け、審査が完了する必要があります。なお、自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

2-2. 振込口座の変更

(1) 変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」(所定の様式)を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合(金融機関や支店の合併・廃止等)による口座変更の場合は、原則として金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行います(金融機関によっては、学校を通じて振込口座の確認をする場合があります)。

(2) 取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合(一部を除く)の本支店で、かつ、あなた(奨学生本人)名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、奨学金の振込口座として利用できない金融機関、口座がありますので注意してください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く)	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、PayPay銀行、セブン銀行等)、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行等)
口座	あなた名義の普通預金(通常貯金)口座	あなた以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座



3. 支給月額の変更、受領資格等

- 支給月額は、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により異なります。その状況に変更があった場合は、速やかに学校に申し出る必要があります。休学等により支給が停止されている場合も報告が必要です。
- 支給月額は「支給月額一覧表」（39ページ）を参照してください。
- 毎年10月に適格認定（家計）による支援区分の見直し（29ページ）を行い、その後1年間（10月～翌年9月）の支援区分が決定します（家計急変採用の場合は3か月ごとに支援区分を見直します）。支援区分の変更がある場合は支給月額が変更されます。

3-1. 通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更

通学形態（自宅通学・自宅外通学）の変更があった場合は、支給月額を変更する手続きが必要です。学校に申し出て、通学形態に係る所定の様式を速やかに提出してください。
※自宅外通学から自宅通学への変更があった場合は在籍報告（23ページ）においても手続きができます。

※手続きの遅れで自宅外通学から自宅通学となった場合、返戻が必要となる場合があります。

自宅外通学の支給月額の支給を受けるためには、次のア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している必要があります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者は、ア～オの要件にかかわらずあなた自身があなたの居住にかかる家賃を支払っていれば、自宅外通学を申請することができます。

「通学形態変更届（自宅外通学）」（所定の様式）に自宅外通学であることの証明書類（アパートの「賃貸借契約書」や「入寮証明書」のコピー等）を添付し学校に提出してください。

※「通学形態変更届（自宅外通学）」（所定の様式）は学校から受け取ってください。

- ア. 実家（生計維持者いずれもの住所。以下同じ）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

あなたから提出された所定の様式や証明書類に基づいて、審査が行われ、自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。



ポイント

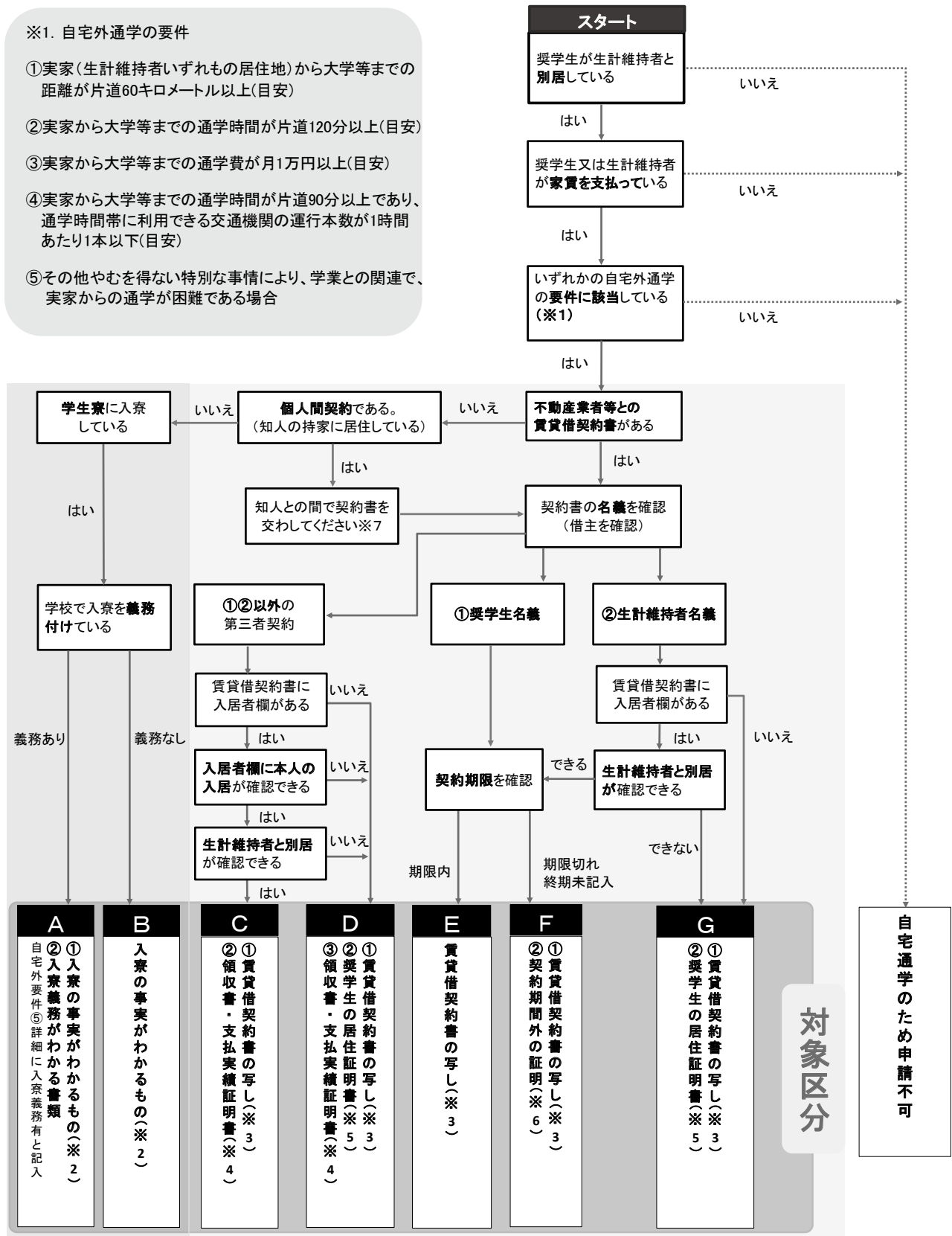
- 証明書類の提出期限は必ず学校に確認してください。
- 自宅外通学の証明書類の提出が遅れた場合は、証明書類が不備なく学校へ提出された月から自宅外通学の月額での支給となります。速やかに書類をととのえ、学校に提出してください。

自宅外通学要件確認チャート

通学形態変更届(自宅外通学)

※1. 自宅外通学の要件

- ①実家(生計維持者いずれもの居住地)から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合



●各証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

●対象区分がC～Gに該当している場合でも自宅外要件⑤において入寮義務有と記入している場合は、申請に必要な書類だけでなく入寮義務がわかる書類と合わせて提出ください。

自宅外通学要件確認チャート(裏面)

※2	入寮の事実の証明	在寮(入寮)証明書、入寮許可証など以下の4項目が記載されているもの 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮日(または入寮期間)、④寮費(部屋代)の発生の事実〕 支給始期年月より前から入寮している場合、支給始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・寮費や入寮義務の証明は学校のパンフレットや寮の規則のコピーの添付でも可能 在寮証明書等に学校の担当部署による追記および学校の印を押印した証明でも可能 パンフレットや寮の規則は必ず学校名が確認できるものであること ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学扱いとなる。(水道光熱費、食費、医療費、共益費は寮費(部屋代)とみなさない) ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「入寮(入所)証明書」 「入寮(入所)証明書」は自立援助ホームの入所証明としても利用できます。
※3	賃貸借契約書	以下の5項目が確認できる箇所をコピーしたもの 〔①契約期間、②借主および貸主、③入居者、④家賃、⑤物件の所在地〕 重要事項説明書や保証委託契約書のみの提出は不備になります(賃貸借契約書の代わりにはなりません)。 ・貸借人・賃借人双方の署名・捺印のある箇所が必要 ※契約や更新をWeb上で行っており、紙の契約書がない場合も必要項目は同じです。契約を締結したことがわかる部分も含めて印刷し、ご提出ください。 ・労務契約で給料から家賃が差し引かれている場合は、賃貸借契約書に代えて労務契約書のコピーの提出でも可。 ・賃貸物件ではない他者の持家に入居している場合は個人間契約に該当(※7参照)
※4	領収書 又は 支払実績証明書	奨学生又は生計維持者が自宅外通学を開始した年月に家賃を負担していることを証明する書類 以下の①～⑦の項目が記載されているもの 〔①宛名、②対象となる物件名(又は所在地)、③家賃を領収した旨、④金額、⑤何月分の家賃の領収書か(自宅外通学を開始した月の分であること)、⑥不動産業者(又は家主)の証明と押印、⑦発行日〕 ※不動産業者発行の場合は賃貸借契約書に記載された不動産業者が発行したもの(不動産業者が変更になった場合は、変更したことが分かる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要)。保証委託会社発行のものは不備となります。
※5	居住証明書	不動産業者又は家主が発行する、奨学生が生計維持者と別に居住していることを証明するための書類 以下の①～⑥の項目が記載されているもの 〔①所在地、②貸主及び借主、③入居者、④契約期間、⑤賃料、⑥本人と生計維持者が別居している旨の記載〕 ・居住証明書の提出が困難な場合は、入居申込書や火災保険等の保険契約申込書のコピーで代えることが可能。(※入居者欄に生計維持者の記載のないもの、被保険者が奨学生1名と確認できるもの) ・賃貸借契約書に記載のない不動産業者が発行した場合は、別途不動産業者が変更になったことがわかる書類(例:管理会社変更の通知等)の添付も必要 ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」
※6	契約期間外の証明	契約書の契約期間が切れている場合は以下のいずれかの追加書類が必要(自動更新権の提示は不可) ・当該物件について奨学生名義の公共料金の領収書コピー(給付の始期以降、申請時点で直近の月のもので可)※領収書内に物件名や住所の記載がない場合は不備になります。 ※請求書は不可です ・家賃の領収書又は支払実績証明書(※4)(不動産業者又は家主発行、奨学生宛) ・奨学生の居住証明書(※5)(コピー可、不動産業者又は家主発行のもの) ・更新した賃貸借契約書の写し(契約更新のお知らせ・合意書は不備)(※3)
※7	個人間の賃貸借契約	親戚の持家に住んでいる等、賃貸借契約書が発行されない場合に自宅外通学の証明となるもの 奨学生又は生計維持者と家主間の賃貸借契約書に代わる取決めがわかるものの提出が必要 以下の①～⑧の項目が記載されているもの 〔①家賃を支払っている物件の住所、②奨学生氏名、③入居日、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主の署名、⑦本人の署名、⑧契約日〕 ・提出できない場合は自宅外通学であることを証明することができないため自宅通学とする ■機構で書式を準備しておりますのでご利用ください。「賃貸借契約証明書(個人間)兼居住証明書」

自宅外通学を開始した年月とは、自宅外へ入居しかつ自宅外要件を満たした月のことです。

(例) 2025/4/1に親元を離れた住居へ入居したが、家賃は2025/6/1から発生する。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/6となる

(例) 同居していた親が、2025/10/3に自宅外要件を満たす遠方に転居した。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/10となる。

(例) 2025/4から自宅外通学だが、給付の始期が2025/10である。⇒ 自宅外要件を満たす月は2025/4だが、

2025/10に自宅外通学をしている証明が必要。

3-2. 他の国費による給付金との重複

あなた(奨学生本人)が他の国費による給付金(※1)を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。ハローワークや役所からあなたが受けている給付金がないか必ず確認してください(生計維持者が給付金を受けている場合は、給付奨学金の支給を受けることができます)。

また、他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は届出が必要です。学校に申し出てください。他の国費受給終了後、3か月を過ぎて届け出た場合は、届出された月からの再開となります。

なお、他の国費による給付金を受けている場合も、給付奨学生としての資格は有するため、「在籍報告」(23 ページ)の入力が必要です。

※1 「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金(訓練手当)」を指します。

これ以外の給付奨学金との重複受給が認められていない奨学金について、下記3-3を参照してください。

3-3. 他の団体等の奨学金との重複受給

本機構の給付奨学金は、原則として他の団体等(地方公共団体や奨学金事業実施団体等)の奨学金との重複受給を禁止していませんが、他の団体等では本機構の奨学金との重複受給を認めていない場合があります(重複受給の可否については他の団体に確認してください)。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。必要に応じ、給付奨学金の支給を止めることができますので、止める(本人都合による停止(18ページ))場合は、学校に申し出てください。



ポイント

- 高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免)と併せて第一種奨学金を利用している場合、給付奨学金が本人都合による停止中でも第一種奨学金の貸与月額は調整され続けます。
- 本機構が実施する海外留学支援制度を受給する場合は、給付奨学金については、本人都合による停止を届け出る必要があり、両方の支給を受けることはできません。

3-4. 在留資格等の変更(外国籍の場合)

外国籍の場合、奨学金の支給を受け続けるためには、在留資格等の要件(※2)を満たしていること、及び在留期間が満了していないことが必要です。いずれかを満たさなくなった場合、奨学金の支給が止まります。

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、「在留カード」のコピー等の証明書類の提出が必要です。「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」(所定の様式)に証明書類を添付し、学校に提出してください。

※2 法定特別永住者、永住者、定住者(将来日本に永住する意思のある人に限る)、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族滞在

3-5. 家計が急変した場合

定期採用により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、所定の手続きにより、家計急変採用の取扱いへと変更することができます。速やかに学校へ相談してください。

家計急変採用に変更した者は、定められた期間、3か月ごとに支援区分が見直されるため、原則として「家計急変現況届」(所定の様式)及び収入に関する証明書類等の提出が必要となります。また、定められた期間経過後は、定期的な募集(進学前の予約採用、在学中の春と秋の募集)による採用者と同じ、年1回の支援区分の見直しとなります。



ポイント

一度家計急変採用の取扱いに変更した後は、変更前の定期的な募集(進学前の予約採用、在学中の春と秋の募集)による採用者の取扱い(年1回の支援区分の見直しの取扱い)に戻ることはできません。

●家計急変の事由及び証明書類

下表の家計急変の事由に該当し、対応する証明書類が提出できる場合は、家計急変採用の取扱いへと変更することができます。

原則として、家計急変の事由発生日から3か月以内に申し込む必要がありますので、希望する場合は、下表を確認のうえ速やかに学校に相談し、「給付奨学金案内(別冊)家計急変採用」、「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ」及び「家計急変による支援区分変更願」(所定の様式)を受け取り、申込みの手順を確認してください。

事由	証明書類	左記の証明書に記載された事由発生日
A: 生計維持者の <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本(抄本) ・住民票除票(死亡日記載)	生計維持者が死亡した日
B: 生計維持者が <u>事故又は病気により、3か月以上、就労が困難</u>	下記のすべて ・医師による診断書 ・病気休職中であることの証明書	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C: 生計維持者が <u>失職</u> (<u>非自発的失業の場合に限る。</u>)	・雇用保険受給資格者証(第1面・第3面・第4面) ※上記書類の提出ができない場合は雇用保険被保険者離職票+所定様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出	左記の証明書に記載された離職日
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に <u>被災</u> した場合であって、 <u>次のいずれかに該当</u> ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	左記の証明書に記載された罹災の日
E: 学生等本人が父母等による <u>暴力等から避難</u>	・保護証明書(家計急変採用専用)(所定の様式)	左記の証明書に記載された保護施設への入所年月日

※家計が急変した生計維持者については、前ページの表の証明書類の他に、全ての収入等に関する証明書類の提出も必要です(死亡事由等、家計が急変した生計維持者が存在しない場合を除く)。

※手続方法や家計急変の各事由の詳細は、本機構ホームページを確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/kubunhenko.html





4. 支給中の異動（休学・退学、改姓等）

- 異動とは、休学や退学、その他の登録内容に変更があったことをいいます。
- 主なものには、休止・退学・転学・編入学・改氏名・住所変更等があります。
事由ごとに所定の手続きがありますので、学校に申し出てください。
- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。

4. 支給中の異動（休学・退学、改姓等）目次

項番		ページ
4-1	改氏名、住所変更	17
4-2	支給の中断	18
4-3	支給の復活	18
4-4	退学	18
4-5	受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合	19
4-6	転学部（科）する時の手続き	19
4-7	転学・編入学する時の手続き	20
4-8	短期大学・高等専門学校の専攻科へ進学する時の手続き	21
4-9	留学時に奨学金を希望する時の手続き	21

4-1. 改氏名、住所変更

(1) 改氏名（改姓、改名）

氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の様式）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要です。詳細は、学校に確認してください。

併せて、給付奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、給付奨学金の振込みができなくなります。

(2) 住所変更

「在籍報告」（23ページ）入力時に届け出てください。

4-2. 支給の中断

(1) 休止

休学した場合は、速やかに学校に申し出て「異動願(届)」(所定の様式)を提出してください。給付奨学金の支給は止まります。これを休止といいます。

また、手続きを行わないまま休学した後にあなたの口座に振り込まれた給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 本人都合による停止

在学中に給付奨学金が不要になった場合や本機構の給付奨学金との併用を制限されている給付金を利用している場合は、学校に申し出てください。「異動願(届)」の提出により、給付奨学金の支給を止めることができます。これを停止といいます。

なお、給付奨学生としての資格は失いませんので、例えば停止中に退学する場合は、退学に伴う支給終了手続き(下記4-4参照)が必要になります。また、在籍報告(23ページ)の入力が必要です。

海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても学校へ確認してください。

停止からの支給再開を希望する場合は、次に説明する「復活」の手続きをすることにより、給付奨学金の支給が再開されることがあります。

ただし、本人都合により支給を停止していた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。



ポイント

- 給付奨学金は、採用後に辞退することはできません。
- 本人都合による停止とした場合でも第一種奨学金貸与月額の制限(併給調整)は解除されません。

4-3. 支給の復活

休止又は本人都合による停止(上記4-2参照)から給付奨学金の支給再開を希望し、「異動願(届)」(所定の様式)の提出があったときは、給付奨学金の支給を再開することがあります。これを復活といいます。

支給再開を希望する場合は、復活の「異動願(届)」を速やかに学校に提出してください。

本人都合による停止からの復活の場合は、届出月の翌月(月の初日はその月)以降で希望する年月から支給開始となります(遡った年月からの支給は出来ません)。

本機構で審査し、復活が可能であれば支給が再開されます。支給の再開時期については、学校に問い合わせてください。

4-4. 退学

(1) 退学

退学する場合は、速やかに学校に申し出て、「異動願(届)」(所定の様式)を提出してください。

「異動願(届)」の提出が遅れて、退学の事実が発生した後も給付奨学金が振り込まれていた場合、その分の給付奨学金については返金が必要になります。

また、退学時に行う学校の適格認定において、学業成績の判定の結果によっては支給済みの給付奨学金の返還を求める場合があります。(27ページ)

(2) 退学後の手続き

退学した場合、給付奨学生としての資格はなくなります。一度退学により給付奨学金の支給が終了すると、退学後、別の学校に入学する場合も、再度申し込むことはできませんのでご注意ください。ただし、1年間を経過しない間に別の学校に転学、編入学又は同じ学校に復学する場合は、引き続き支援を受けられる可能性があります（転学、編入学について次ページ4-7.参照）。

4-5. 受領資格のない奨学金が振り込まれてしまった場合

(1) 返金の手続きについて

退学等で給付奨学生としての資格がなくなった場合や、通学形態が自宅外通学から自宅通学に変更になった場合などは、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等によりあなたの口座に振り込まれてしまった給付奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

(2) 返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の様式）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。



ポイント

インターネットバンキングやATMからの振込みは本人確認ができない場合があることに加え金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

4-6. 転学部（科）する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・コース等に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の様式）を速やかに学校に提出してください。なお、通学形態が変更になる場合は、あわせて手続きをしてください。

ただし、以下の場合は給付奨学金の支給は出来ません。

- ・ 今までの学部（科）を卒業後（又は最終学年修了後）に転学部（科）する場合
- ・ 転学部（科）前と同様のカリキュラムを繰り返す場合
- ・ 転学部（科）前に適格認定において「廃止」に該当した場合 等

支給期間は、転学部（科）前に、すでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限となります。

ただし、転学部（科）後に引き続き給付奨学金の支給を受けられない場合があります。継続要件については以下のページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengakubu.html>



ポイント

「在籍報告」入力の際に、以前の学部（科）が表示される場合がありますが、そのまま入力を進めてください。

4-7. 転学・編入学時の手続き

転学には、次の2つがあります。

- ①退学又は卒業せずに、同一学校種間（例えばA大学学部からB大学学部へ）の他の学校の途中年次へ転入する場合
- ②退学後に、同一学校種間の他の学校の途中年次へ転入する場合

編入学には、次の2つがあります。

- ①短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業又は修了後、大学の途中年次に入学する場合
- ②大学、短期大学、高等専門学校を卒業せずに、2年課程以上の専修学校（専門課程）の2年次以上に入学する場合

なお、編入学後も給付奨学金の給付を受けられることになった場合、あらためて給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。

転学・編入学に際して、給付奨学金の支給継続を希望する場合は、所定の手続きが必要です。転学・編入学が決まり次第、速やかにそれぞれの学校に申し出てください。（転学の場合は今まで在学していた学校、編入学の場合は、編入学先の学校へ申し出てください。なお、通学形態が変更になる場合は、あわせて手続きをしてください。）

支給期間は、転学・編入学前の学校ですでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72か月（6年）が上限となります。（在籍期間中に「停止」していた期間は支援を受けた期間に含まれます）。

ただし、以下の場合は給付奨学金の継続はできません。

- ・ 転学・編入学前の学校を卒業（又は最終学年を修了）した後に他の学校に転学・編入学した場合（上記の編入学の①を除く）
- ・ 転学・編入学前の学校に在籍しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでに1年を経過した場合
- ・ 転学・編入学前の学校における学業成績が「廃止」相当（27ページ）の場合
- ・ 転学・編入学前の学校において懲戒処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学処分を受けた場合
- ・ 虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた場合

ただし、転学・編入学後に給付奨学金の継続ができない場合があります。継続要件については以下のページをご確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/todokede/tengakubu.html>



ポイント

「在籍報告」入力の際に、以前の学校が表示される場合がありますが、そのまま入力を進めてください。

4-8. 短期大学・高等専門学校の専攻科へ進学する時の手続き

短期大学、高等専門学校 4～5 年生の本科で給付奨学金を受けて卒業又は修了後に引き続き、専攻科（※1）に進学する場合は、継続して支給を受けることができます。進学した学校で、所定の手続きが必要です。

また、他の短期大学、高等専門学校の専攻科（※1）に進学する場合も、継続して支給を受けることができます。

ただし、本科を卒業又は修了してから専攻科に進学するまでに 1 年を経過した場合は、専攻科で支給を受けることができません。

また、本科で以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された場合も、専攻科で支給を受けることができません。

- ・適格認定において「廃止」に該当した場合
- ・懲戒処分により退学・除籍・無期停学又は 3 か月以上の停学の処分を受けたこと
- ・虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けたこと

※1 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限られます。

①支給期間

進学した専攻科の修業年限の終期までです。ただし、短期大学・高等専門学校 4～5 年生の本科ですでに給付奨学金又は授業料等減免の支援を受けた期間を含めて、72 か月（6 年）が上限です。

②「給付奨学生証」の交付

専攻科に進学した場合、あらためて給付奨学生番号が付与され、「給付奨学生証」が新たに交付されます。

4-9. 留学時に奨学金を希望する時の手続き

（1）国内で給付奨学金を受けながら、留学を希望する場合の取扱い

留学中の学籍上の身分が「留学」または「在学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることができます（留学中の給付奨学金が不要な場合は、本人都合による停止の手続きをしてください）。学籍上の身分が「休学」の場合は、給付奨学金を継続して受けることはできません。「休止」の手続きをしてください。

（2）国内で給付奨学金を受けながら、海外留学支援制度（協定派遣）の支給を希望する場合の取扱い

海外留学支援制度（協定派遣）は給付奨学金と併給できませんので、留学中に海外留学支援制度（協定派遣）の支給を希望する場合は、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。なお、海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受けている期間は、国内の給付奨学金を受けている期間とみなされるため、「復活」後に停止期間分の給付奨学金の支給を受けることはできません。

海外留学支援制度（協定派遣）の給付が終了し、国内での給付奨学金の支給を希望する場合は、支援再開の手続きを学校を通じて行う必要があります。

参 考

（１）国内で給付奨学金に併せて貸与奨学金を受けながら留学を希望する場合の貸与奨学金の取扱い

上記（１）同様に、貸与奨学金についても留学中の学籍上の身分が「留学」または「在学」の場合は、貸与を受けながら留学することができます。

また、貸与奨学金については、留学中の学籍上の身分が「休学」の場合でも、「留学奨学金継続願」（所定の様式）を提出することで、貸与奨学金を継続して受けることが認められる場合があります。

（２）国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が、留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学し給付奨学金を受けている人が、留学にあたって貸与奨学金を併せて希望する場合には、在学している国内の学校を通じて第一種奨学金または第二種奨学金を申し込む必要があります。

さらに、留学時の一時金として有利子の「留学時特別増額貸与奨学金」（10万円、20万円、30万円、40万円、50万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。



ポイント

- 本機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）と国内の給付奨学金との併給はできません。
- 官民協働海外留学支援制度と国内の給付奨学金との併給は、学籍上の身分が「留学」または「在学」の場合は可能です。



5. 在籍報告

- 給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学等に在籍していること及び生計維持者等を、毎年4月にスカラネット・パーソナルから入力する必要があります。
- 定められた期限までに入力がなく、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。
- 本機構ホームページの案内（学校から指示があった場合は学校の指示）に従い、定められた期限までに正確に入力してください。
- 在籍報告で入力された情報は、多子世帯に属しているかどうかの判定にも用いられ、入力がなければ多子世帯の判定もされません。給付月額が0円であっても、大学等の行う授業料等減免に影響する場合があります。

5-1. 在籍報告

(1) 報告方法

在籍報告はスカラネット・パーソナルを通じて本機構へ報告します。36 ページ「2. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがってスカラネット・パーソナルに登録してください。

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者等について入力します。

(2) 対象者

在籍報告月の前月までに採用されている支給が終了していない全ての給付奨学生

※休学中や支援対象外など、給付奨学金の支援が停止されている方や給付月額が0円の方を含む全員が対象です。

(3) 実施時期

毎年4月に実施します（採用初年度は対象外）。

(4) 入力期間

本機構ホームページに掲載しています。ただし、学校からの指示があった場合はそれに従ってください。

(5) 報告内容

在籍状況、生計維持者情報、扶養親族の情報、住所情報、国籍情報、通学形態、資産情報 等



ポイント

- 報告内容は正確に入力してください。入力期間内であれば、何度でも訂正可能です。なお、誤入力により給付奨学生(あなた)に不利益が生じる場合でも、入力期限後は原則として遡って入力内容を修正することはできません。
- 「転学奨学金継続願」や転学部(科)の届出を提出し、給付奨学生としての継続を希望する場合は、以前の学校や学部(科)が表示される場合があります。その場合、「在籍しています」を選択して入力を行ってください。

5-2. 在籍報告後の流れ

報告により在籍を確認できた場合は奨学金の支給が継続されますが、以下の報告があった場合は支給が止まります。

- ・「在籍していません」または「在籍しています(休学)」と報告している場合
- ・遡って通学形態を自宅外通学から自宅通学に変更していると報告し、かつ、その後の振込みで調整ができない場合
- ・遡って他の国費による給付金(14ページ)を受給していると報告した場合
- ・外国籍で、在留期間満了日を経過している場合や在留資格を変更している場合
- ・資産額が給付奨学金の家計基準を超える場合 等

在籍報告よりも前に退学等をしていたことが判明した場合は、遡って給付奨学生としての資格を失うとともに、退学等をした後に振り込まれた給付奨学金を速やかに本機構に返金する必要があります。

自宅外通学から自宅通学へ通学形態の変更があった場合は、在籍報告により支給月額が変更されます。自宅通学から自宅外通学に変更となった場合は、在籍報告では届け出ることができません。自宅外通学の支給月額を希望する場合は、書類提出により通学形態の変更を届け出てください(11ページ)。

外国籍で在留期間の更新手続きを行った場合や在留資格を変更した場合も「在留カード」の写し等の提出が必要です。「給付奨学金「在留資格証明書類」提出書」(所定の様式)に証明書類を添付し、学校に提出してください(14ページ)。

毎年4月の在籍報告において新たな生計維持者の報告をした場合は、当該年度10月の支援区分の見直し(29ページ)に利用するため、その生計維持者のマイナンバーを提出していただきます。マイナンバーを提出するための「マイナンバー提出書」は4月の在籍報告後に本機構から直接、あなた(奨学生本人)あてに送付します。

5-3. 在籍報告を提出期限までに提出(入力)しない場合

定められた期限までにスカラネット・パーソナルからの入力がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

追って入力することで支給が再開しますが、支給が止まっていた期間(月数)については、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられる場合があります。



6. 給付額通知（年に1度の給付金額等の確認）

- 「給付額通知」は毎年12月～3月頃にスカラネット・パーソナルから確認することができます。
- 「給付額通知」には、前年度の「給付額通知」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は給付開始時期）から直近の振込日までの給付奨学金受給額の明細が記載されています。
- 必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

毎年1回、この1年間の受給状況について、「給付額通知」により確認していただきます。「給付額通知」はスカラネット・パーソナルから確認することができます（36ページ参照）。

「給付額通知」をもとに、順調に給付奨学金の支給を受けているか、支給予定総額はいくらか、また、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しているかを改めて考える機会としてください。

給付額通知

(参考)

20XX年 11月 12日

給付額通知

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり給付しています。学業成績が著しく不振である場合等は給付が取りやめになることがあります。また、状況によっては給付された金額の一部または全部に返還義務が生じる場合がありますので、学業に励み、有意義な学生生活を過ごしてください。

氏 名 機構 太郎
奨学生番号 5 X X 0 4 0 0 0 0 0 1
学籍(学生証)番号 0 9 3 4 0 0
学 校 名 学生支援大学 薬学部(6年制)

独立行政法人
日本学生支援機構

記

1. 現在の給付(予定)額 533,600 円
2. 給付の始期～給付の終期(予定) 20XX年 4月～20XX年 3月
3. 現在の給付月額 66,700 円
4. 給付の始期から終期までの給付額(予定) 4,802,400 円
5. 振 込 明 細 (前回までにお知らせした振込額を除いています。)

振 込 日	振 込 額
20XX年 4月 21日	66,700 円
20XX年 5月 16日	66,700 円
20XX年 6月 11日	66,700 円
20XX年 7月 11日	66,700 円
20XX年 8月 11日	66,700 円
20XX年 9月 11日	66,700 円
20XX年 10月 11日	66,700 円
20XX年 11月 11日	66,700 円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円
年 月 日	円

次回振込予定額 20XX年 12月 11日 66,700 円

本通知は 20XX年 11月 11日 振込後で作成してあります。

※本ページの「給付額通知」は給付奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。



7. 適格認定（学業等）

- 学校は、給付奨学生として採用された後も、あなたの学修状況や生活状況を定期的に、本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は給付奨学金継続等にかかる必要な措置をとります。この手続きを「適格認定(学業等)」といいます。
- 「適格認定」の結果により、給付奨学金の支給が廃止、もしくは停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。
- 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

7-1. 適格認定（学業等）による給付奨学金の継続

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定（以下「適格認定(学業)」という。）は学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に実施されます。

学校から報告された適格認定における学業成績の判定の結果に基づき、給付奨学金継続の可否等を判断します。「適格認定(学業)」は、次項(2)の「廃止」「停止」「警告」「継続」の基準に基づいて行われ、学業成績が不振等の場合は、奨学金の支給が廃止(打ち切り)となることがあります。

また、停学等の懲戒処分を受けた場合はその都度適格認定が実施され、「廃止」(打ち切り)または「停止」(中断)となります。

(2) 適格認定(学業)の基準

①廃止

以下のいずれかに該当する場合、「廃止」(打ち切り)となります。

- ・修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合
- ・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合
- ・出席率が6割以下など学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ・連続して「警告」に該当した場合(ただし、②に該当する場合を除く。)

※学業成績が著しく不良で、やむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

以下に該当する場合、「停止」(中断)となります。

- ・2回連続して下記③の「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA(平均成績)等が下位4分の1」のみの場合(ただし、3回連続で「警告」となった場合を除く)。

※「停止」後最初の適格認定(学業)において、「警告」又は「廃止」に該当しない場合、学校からの報告を受けて次の学年(2年以下の課程、高専の場合は学年の半期)から、奨学金の支給を再開します。

③警告

以下のいずれかに該当する場合、「警告」となります。給付奨学金の支給は継続します。

- ・ 修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下である場合
- ・ GPA(平均成績)等が下位4分の1の場合
- ・ 出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合



ポイント

「廃止」又は「警告」の基準にあてはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」とならない場合があります。該当する事由がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

※ 「廃止」「停止」「警告」の認定を受けた場合は、「処置通知」が交付されます。

(3) 停学等の懲戒処分を受けた場合

停学等、懲戒処分を受けた場合、廃止(打ち切り)又は停止(中断)となります。

①廃止

懲戒処分による退学、除籍、無期停学又は3か月以上の停学の場合、給付奨学金の支給を打ち切り、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。

②停止

3か月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。

停学又は訓告処分終了後、学校からの報告を受けて給付奨学金の支給を再開します。ただし、懲戒処分により停止された期間(月数)については、採用時に支給予定だった総期間(月数)から減じられます。

※ 「廃止」「停止」の認定を受けた場合は、「処置通知」が交付されます。



ポイント

- 給付奨学金は貸与奨学金より厳しい基準により認定されるため、貸与奨学金と併給している場合、貸与奨学金の振込みは継続されても給付奨学金の振込みは打ち切られることがあります。
- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時に遡って「廃止」、「停止」又は「警告」に処置を変更します。
- 遡って処置が「廃止」もしくは「停止」に変更された場合は、その遡った期間に振り込まれた給付奨学金を速やかに返金しなければなりません。

7-2. 返還が必要となった場合の通知

「廃止」の認定を受け、支給済みの給付奨学金の返還が必要となった場合は、本機構からあなた(奨学生本人)に直接、返還すべき金額や返還方法等を記載した返還開始の通知と返還誓約書を送付します。



8.適格認定（家計）

- 毎年、あなた及び生計維持者（父母等）の収入状況、資産、生計維持者が扶養する子どもの数、あなたが在籍している学科等に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します（家計急変採用の場合は次ページ、第Ⅳ区分は40ページ、多子世帯支援は41ページ参照）。
- 支援区分の変更がある場合は支給月額が変更される場合があります。支援区分に基づく支給月額は「支給月額一覧表」（39ページ）を参照してください。
- 第一種奨学金を受けている場合は、給付奨学金の支援区分の変更に伴い、第一種奨学金の貸与月額が変更される場合があります。

毎年4月に行う在籍報告（23ページ）で報告された生計維持者及びあなたの経済状況（マイナンバーにより取得した住民税情報等及び申告された資産額）と生計維持者が扶養する子どもの数、在籍する学科等に基づき、当年度10月以降の支援区分の見直しを行います。なお、採用された年度には、予約採用者は「進学届」、在学採用者は「スカラネット申込」で報告された生計維持者とあなたに基づき支援区分の見直しを行います。事情によりマイナンバーを提出していない場合や、マイナンバーにより住民税情報等を取得できない場合は、収入に関する書類の提出が必要です。必要な書類が提出されない場合は、給付奨学金（第一種奨学金を併せて利用している場合は第一種奨学金も併せて）の振込みが止まります。

支援区分には39ページの区分があり、見直しの結果、支援区分の変更がある場合は、10月以降の1年間の支給月額が変更されます（第Ⅳ区分（理工農系）または支援区分のない「多子世帯」の場合、支給月額は0円となります）。また、第一種奨学金を併せて利用している場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。見直し後の支援区分は、決定次第スカラネット・パーソナルで確認することが可能です。

なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給が止まります。翌年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合は、給付奨学金の振込みが再開（復活）されます。支援対象外となって10月以降の支給が止まる（停止）場合、および支援対象となって振込みが再開（復活）する場合は、「処置通知」を学校を通じて交付します。第一種奨学金を併せて利用している場合は、支援対象外となっている期間は第一種奨学金貸与月額の制限（調整）が解除されます。



ポイント

- 支援区分の見直しは毎年1回（10月）です。（家計急変採用者の場合は次ページ参照）生計維持者や、資産額、生計維持者が扶養する子どもの数、在籍する学科等に変更が発生した都度、見直しを行うものではありません。

※本機構ホームページ掲載の所定のツールに、住民税に関する詳細な情報を入力いただくことにより、ご自身で支援区分を確認することもできます。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/shienkubun.html#kakunin





9. 家計急変採用者の適格認定（家計）

- 予期できない事由により家計が急変し、給付奨学金の支給が認められた給付奨学生（以下「家計急変採用者」という。）は、3か月ごとに支援区分を見直すため、採用後は定期的に「家計急変現況届」（所定の様式）（収入に関する証明書類等を添付）を学校に提出する必要があります。
- 在籍報告、適格認定（学業等）等の取扱いは、前記1.～7.に記載のとおりです。

家計急変採用が認められた後は、支援区分見直しのため、原則として3か月ごとに「家計急変現況届」収入に関する証明書類等（以下「収入証明書類」という。）を添付して提出する必要があります。

「家計急変現況届」（収入証明書類を添付）の提出が遅れると、支援区分の見直しが行えないために支給が遅れたり、その期間の支給が停止される場合がありますので、注意してください。なお、支給を停止された期間（月数）は、給付奨学金採用時に支給予定だった総期間（月数）から減じられます。



ポイント

家計急変採用者の支援区分の見直しは、3か月ごとに行います。また、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は、1年ごとに支援区分を見直します。

（1）支援区分見直しのスケジュール

本機構ホームページに「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」を掲載しています。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>

「事由発生年月」（家計急変事由が発生した年月）と「支給開始年月」（家計急変採用としての給付奨学金の支給が開始した年月）を選択すると、あなたの支援区分見直しスケジュールが表示されますので、確認してください。



(2) 家計急変現況届の提出

あなたの支援区分見直しスケジュールに沿って「家計急変現況届」の提出が必要です。
家計急変の事由に該当する生計維持者について、収入証明書類を添付し、学校に提出してください。

なお、必要書類の提出期限は、学校に確認してください。

本機構ホームページに「家計急変現況届」の記入例を掲載していますので、確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/kakeikyuhen.html>



※死亡事由で採用された場合等、家計が急変した生計維持者が存在しない場合は、「家計急変現況届」の提出が省略できる場合があります。「家計急変現況届」の提出が必要かどうか不明な場合は、必ず学校に確認してください。



ポイント

- 提出書類に不備があると支援区分の見直しが行えないため、奨学金の支給が遅れたり、停止される場合があります。
- 複数箇所からの給与又は営業所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、課税される全ての所得を申告する必要があります。生計維持者に確認して、課税される全ての所得に関する収入証明書類を提出してください。（未申告の所得があることが判明した場合には、支給済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。）

(3) 支援区分の判定

提出された収入証明書類とマイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支援区分の見直しを行います。家計急変採用者の支援区分は、以下A及びBで算出した支給額算定基準額の合計により判定します（39ページ）。

A【家計急変の事由に該当する生計維持者】

提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

B【家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人（あなた）】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

また、マイナンバー等により取得する住民税情報の年度は、6月分の収入証明書類を用いて支援区分の見直しを行う回から、新しい年度に変更します。

※（1）に記載の支援区分見直しのスケジュールで、見直し時に取得する住民税情報の年度が確認できます。



提出された収入証明書類を累加して年間所得を推算し、支援区分を判定します。

事由発生年月の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入証明書類の合計額から、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍します。収入証明書類が12か月分以上になった後は、12か月分の合計で年間所得を推算して用います。



前記の A と B の合計により支援区分を判定するため、B (家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人(あなた))の支給額算定基準額の合計が 154,500 円以上になる場合は、給付奨学金の支援対象になりません。該当する支援区分の適用期間については、支給が停止されます。

なお、51,300 円以上 154,500 円未満の場合は、状況によって支援内容が変わります (39 ページ参照)。

(4) 支援区分の確認

支援区分が見直された結果は、スカラネット・パーソナルで確認することができます (36ページ)。

(5) 平常化

家計急変事由発生日の翌々年の 10 月からは、「家計急変現況届」の提出が必要なくなり、マイナンバーにより取得した住民税情報に基づいて適格認定 (家計) を行うようになります。これを「平常化」といいます。

例えば、2025 年 1 月～2025 年 12 月に家計急変事由が発生した人は、2027 年 10 月から平常化し、「家計急変現況届」及び収入証明書類等の提出は不要となります。

平常化の時期についても、(1)の「給付奨学金(家計急変採用)の支援区分見直しに係るスケジュール」で確認できます。



平常化すると、A (家計急変の事由に該当する生計維持者) も B (家計急変の事由に該当しない生計維持者と奨学生本人(あなた))もマイナンバーによって取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出し、支援区分を判定します。



10. 返還が必要となった場合

- 廃止の認定を受け、支給済みの給付奨学金について返還が必要となった場合には、本機構からあなた（奨学生本人）へ直接、返還誓約書と返還すべき金額や返還方法等を記載した返還開始の通知を送付します。
- 返還が必要となった学生は、返還誓約書に自署し、必要事項を記載の上、本機構が定める期限までに提出しなくてはなりません。
- 返還が必要となった場合、返還方法は原則として貸与奨学金の返還方法に準ずるものとし、また、返還が困難な場合には救済制度（10-2）の利用も可能です（制度の利用には返還誓約書の提出が必要です）。
- 返還誓約書を提出後、あなた（奨学生本人）の住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。

10-1. 給付奨学金の返還方法

返還が必要となった給付奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。

口座振替（リレー口座）の加入手続きの方法は、返還方法等の通知と併せてお知らせします。返還方法は、次の2つから選択することができます。

① 定額返還方式

返還総額により決定された一定の返還金額（月額）で返還する返還方法

② 所得連動返還方式

前年の所得に応じて決まる返還金額（月額）で返還する方法

返還月額＝「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12

※当年6月1日時点の戸籍情報におけるあなたの子ども1人につき33万円を課税総所得金額から控除します。

10-2. 返還が困難になった場合（救済制度）

経済困難、失業、傷病、災害等返還できない事情が生じた場合、返還月額の減額または返還期限の猶予といった救済制度があります。仮に延滞となっても決して放置しないで本機構に相談してください。

※減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

※返還総額は減額返還制度、返還期限猶予制度ともに変わりません。

（1）減額返還（定額返還方式を選択した場合のみ）

願出により、当初の返還月額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減らすことができます（1年ごとの願出が必要）。減額返還適用期間に応じて返還期間を延長して返還します。

- ・スカラネット・パーソナル（36ページ参照）で願出が可能です。
- ・通算15年（通算180か月）が限度です。
- ・返還方法は口座振替による月賦返還に限ります。

※返還を延滞した場合は願出はできません（延滞を解消した後に願出可能です）。

（2）返還期限猶予

願出により、返還期限を先送りにすることができます（1年ごとの願出が必要）。

- ・スカラネット・パーソナル（36ページ参照）で願出が可能です。
- ・給付奨学金の返還の場合は、適用期間の上限はありません。

（3）在学猶予（在学中）

国内の大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。なお、返還を先送りする場合の適用期間は、通算10年（通算120か月）までとなります。

（4）返還免除

死亡又は精神若しくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除される場合があります。

※精神又は身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

10-3. 返還を延滞した場合

（1）請求・督促

延滞すると、登録されている本人の連絡先へ、請求・督促を行います。

（2）法的手続き

長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額の全部を一括で請求（※1）します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立を行う等、法的手続きを行うことがあります。

※1 督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

第二部

お知らせ



1. JASSO災害支援金

自然災害等により、**学生・生徒又はその父母等**が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO災害支援金の支給を行っています。

(1) 申請資格 ※次の全てに該当する人

- ・日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専門学校専門課程に在学中の学生等。
- ・自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその父母等が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に、半壊若しくは床上浸水以上の被害を受けた者又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続した者。
- ・学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者。

(2) 支給額 10万円 ※返還不要

(3) 申請方法

在学する学校を通じて本機構に申請します。詳しくは学校にお問い合わせください。

(4) 申請期限

学校から本機構への申請期限は、災害がおきた日の次の月から数えて6か月以内です。

※最新の情報は、本機構のホームページでご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>





2. スカラネット・パーソナル

(1) スカラネット・パーソナル (以下「スカラPS」といいます) とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「在籍報告」(23 ページ)はスカラPSを通じて行いますので、必ず提出期間までに登録を済ませておいてください。

※「スカラネット・パーソナル」は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」とは別のシステムになりますので未登録の場合は新規登録が必要です。

(2) スカラPSのURLへのアクセス方法

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①スカラPSのURLから (クリック・タップ)

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

② 2次元コードから読み込む。



※推奨環境



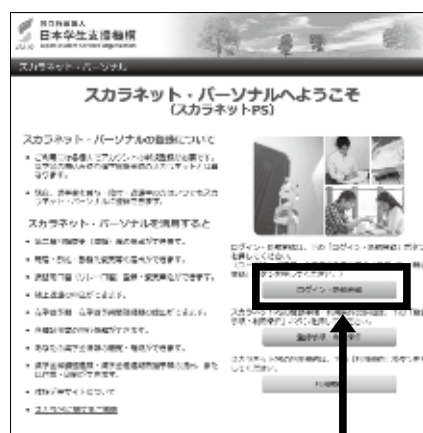
(3) スカラPSの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザーID及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

※既に他の奨学生番号を保持し、ユーザーID及びパスワードを設定している場合は、再度、新たな奨学生番号での新規登録は不要です。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」(スカラPSトップページ)の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。



ログイン・新規登録ボタン



新規登録ボタン

③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、氏名（カナ）、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。

入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください（[ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください）。メールアドレスについては、ドメイン名の記入ミスに注意してください。「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

送信ボタン

送信ボタン

ログイン画面へボタン



- ユーザIDやパスワードを忘れたりすることがないように適切に管理してください。
 - 奨学生番号や振込口座は、奨学金申込時にインターネットを通じて入力を行った「スカラネット」から確認することができます。
- 予約採用申込者：「進学届提出メニュー」→「提出状況の確認」→「採用内容(予定)」
在学採用申込者：「メインメニュー」→「選考結果詳細」

(4) スカラPSの活用

①あなたの給付奨学金情報を閲覧・確認することができます。

・給付奨学生番号、給付期間、支給月額、給付総額（予定）、振込口座情報 等

②以下の手続きを行うことができます。

・在籍報告の入力、各種証明書発行申請 等

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※複数の奨学生番号を保持しユーザID・パスワードを忘れた場合は、当初登録した奨学生番号にて再設定を行ってください。

※給付された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月（初めて振込みがされる月）の振込日の翌日以降からになります。



3. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の支給中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

第三部 資料



1. 支給月額一覧表

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額等に基づく区分（詳細下記参照）に応じて、学校設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の月額が、原則として毎月支給されます。

(2025年度)

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分、 第Ⅰ区分（多子世帯）		第Ⅱ区分、 第Ⅱ区分（多子世帯）		第Ⅲ区分、 第Ⅲ区分（多子世帯）		第Ⅳ区分(多子世帯)	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	29,200 (33,300)	66,700	19,500 (22,200)	44,500	9,800 (11,100)	22,300	7,300 (8,400)	16,700
	私立	38,300 (42,500)	75,800	25,600 (28,400)	50,600	12,800 (14,200)	25,300	9,600 (10,700)	19,000
短期大学	国公立	29,200 (33,300)	66,700	19,500 (22,200)	44,500	9,800 (11,100)	22,300	7,300 (8,400)	16,700
	私立	38,300 (42,500)	75,800	25,600 (28,400)	50,600	12,800 (14,200)	25,300	9,600 (10,700)	19,000
高等専門学校	国公立	17,500 (25,800)	34,200	11,700 (17,200)	22,800	5,900 (8,600)	11,400	4,400 (6,500)	8,600
	私立	26,700 (35,000)	43,300	17,800 (23,400)	28,900	8,900 (11,700)	14,500	6,700 (8,800)	10,900
専修学校専門課程	国公立	29,200 (33,300)	66,700	19,500 (22,200)	44,500	9,800 (11,100)	22,300	7,300 (8,400)	16,700
	私立	38,300 (42,500)	75,800	25,600 (28,400)	50,600	12,800 (14,200)	25,300	9,600 (10,700)	19,000
通信教育課程 (大学・短期大学・専修学校専門課程)		51,000(年額)		34,000(年額)		17,000(年額)		12,800(年額)	

※ 多子世帯でない第Ⅳ区分または支援区分のない「多子世帯」は給付奨学金の支給はありません。

※ 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

【給付奨学金の支援区分について】

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分、第Ⅰ区分（多子世帯）	学生本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること(※1) 具体的には、学生本人と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分、第Ⅱ区分（多子世帯）	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分、第Ⅲ区分（多子世帯）	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分(理工農系)、第Ⅳ区分（多子世帯）	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※1. ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

※2. 支給額算定基準額★1＝課税標準額×6％－(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)★2(100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

※3. 申込者又は奨学生本人が18歳の早生まれ（前年[春の定期採用の場合は前々年]12月31日時点で18歳）である場合、その者を扶養する生計維持者の支給額算定基準額から、19歳の早生まれでない者を扶養しているのと同等になるよう、税制の扶養控除の差額を控除します。この取扱いは、18歳の早生まれの者と19歳の早生まれではない者との間で税制の扶養控除の金額に違いがあるため、本人が早生まれでない者と比べて不利にならないよう配慮するためのものです。なお、本人のみ考慮されるため、この控除により、きょうだい間で判定結果が異なる場合があります。

※4 支援区分のない「多子世帯」の場合は収入基準としては所得制限はありませんが、資産基準として3億円未満であることが基準となります。



2. 第Ⅳ区分と多子世帯支援について

【第Ⅳ区分について】

あなたと生計維持者の所得金額に基づく支援区分が第Ⅳ区分となった場合には、あなたの状況によって、以下のように支援内容が変わります。

（１）あなたが多子世帯に属している※²場合

給付奨学金として、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)等により定まる前ページの表の金額が支給されます。また、学校に授業料等減免※⁴を申請した場合には、第Ⅰ区分と同額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

多子世帯の支援について、次ページも参照してください。

（２）あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等※⁵に在籍している場合

給付奨学金の支給額は０円となりますが、学校に授業料等減免※⁴を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

（３）上記（１）・（２）いずれにもあてはまらなくなった場合

第Ⅳ区分の給付奨学金・授業料減免ともに受けることができません※⁴

<参考> 修学支援新制度 第Ⅳ区分の支援の内容

あなたの状況※ ¹	給付奨学金	授業料等減免
（１）多子世帯に属している	満額の1/4の額の支給 (39ページに記載の額)	満額支援
（２）私立学校の理工系の学科等に通っている	０円	41ページに記載の上限額の1/3あるいは1/4の支援
（３）上記のいずれにもあてはまらなくなった場合	支給なし	支援なし

※¹ 上記（１）・（２）のいずれにもあてはまる場合は、（１）の支援となります。

※² 「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が原則として３以上であり、かつ、あなた自身が生計維持者に扶養されている子どもである場合をいいます。

・あなたが奨学金申込時に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数（※³）

・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

※³ 一次採用（春）は2023年12月31日時点（二次採用（秋）は2024年12月31日時点）に、生計維持者が扶養している子どもに該当する者の数を確認します。

一次採用（春）において2023年12月31日より後（二次採用（秋）においては、2024年12月31日より後）に生まれた子どもは含みません。

（ただし、別途申告することにより子どもに含める場合があるため、学校の奨学金担当窓口にご相談ください。）

※⁴ 授業料等減免については、在籍している学校にご確認ください。

※⁵ 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページに公表されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



【多子世帯の支援について】

あなたが多子世帯に属している場合（前ページ※2参照。生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である等の要件を満たす必要があります。）が対象となります。

○支援内容

・授業料等減免（授業料・入学金）

所得制限なく、下表の金額を上限に支援が受けられます。

なお、多子世帯の授業料等減免に係る資産基準は、「あなたと生計維持者の資産額の合計が3億円未満であること」となります。

学校種別	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

※支援額は単位（万円）未満を四捨五入しています。

・給付奨学金

支給額算定基準額に応じた、支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）の金額が支給されます（支援区分については39ページ参照）。

あなたと生計維持者の資産額の合計が5,000万円以上3億円未満の場合や支給額算定基準額が第Ⅳ区分を超えている場合、給付奨学金の支給はされませんが、給付奨学生として採用された人は、引き続き給付奨学生の身分を有します。

授業料等減免については、在籍している学校に確認してください。

また、文部科学省のホームページも参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm





3. 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。

また、毎年4月に行う在籍報告（23 ページ）で報告された生計維持者（父母等）及びあなたの収入状況（マイナンバーにより住民税情報等を取得）に基づき、支援区分の見直し（29 ページ）を行います。見直しの結果、支援区分の変更がある場合、10月以降の1年間の支給月額が変更されますが、第一種奨学金の貸与も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も減額又は増額される場合があります。

1. 多子世帯でない場合

< 調整後の貸与月額（昼間部） >

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含みます。

(2025年度)

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分（理工農系）	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	0	0	20,300 (25,000)	13,800	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	0	0	21,700 (20,000 30,300)	19,200	20,000 34,500 (20,000 30,000 44,500)	20,000 30,000 44,500
短期大学	国公立	0	0	3,800 (7,100)	0	24,300 (29,000)	17,800	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	0	0	22,900 (28,500)	17,400	20,000 30,000 40,000 (20,000 30,000 47,000)	20,000 30,000 47,000
高等専門学校	国公立	7,900 (5,600)	0	20,200 (20,700)	15,100	20,000 32,500 (20,000、 35,800)	20,000 33,000	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	0	0	24,600 (28,800)	26,000	20,000 33,500 (20,000 30,000 40,500)	20,000 30,000 40,500
専修学校 (専門課程)	国公立	1,900 (3,800)	0	16,200 (19,500)	0	20,000 30,500 (20,000 35,200)	24,000	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	0	0	23,800 (29,400)	18,300	20,000 30,000 40,700 (20,000 30,000 47,700)	20,000 30,000 47,700

<調整後の貸与月額(夜間部)>

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金及び授業料等減免を併せて利用している時の貸与月額)

(2025年度)

(単位:円)

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分(理工農系)	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	10,600 (13,900)	0	27,700 (20,000 32,400)	21,200	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	8,400 (15,600)	0	20,000 31,200 (20,000 39,800)	28,700	20,000 30,000 44,000 (20,000 30,000 40,000 54,000)	20,000 30,000 40,000 54,000
短期大学	国公立	0 (1,400)	0	14,600 (17,900)	0	29,700 (20,000 34,400)	23,200	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	7,400 (11,600)	0	20,000 30,200 (20,000 35,800)	24,700	20,000 30,000 45,500 (20,000 30,000 40,000 52,500)	20,000 30,000 40,000 52,500
専修学校 (専門課程)	国公立	8,800 (10,700)	0	20,800 (24,100)	1,800	20,000 32,800 (20,000 37,500)	26,300	併給調整なし※1	併給調整なし※1
	私立	0	0	5,700 (9,900)	0	29,300 (20,000 34,900)	23,800	20,000 30,000 44,800 (20,000 30,000 40,000 51,800)	20,000 30,000 40,000 51,800

- ※1. 国公立の「第Ⅳ区分(理工農系)」は、併給調整はされません。併給調整がされない通常の貸与金額については、貸与奨学金 奨学事務の手引でご確認ください。
- ※2. 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ※3. 調整後の貸与月額表において、20,000円・40,000円の設定は平成30年度以降入学者が選択できる月額であり、平成29年度以前入学者は20,000円・40,000円を選ぶことはできません。ただし、短期大学(昼間部)・私立・自宅・第4区分(理工農系)については、40,000円を選択できます。
- ※4. 併給調整後の貸与金額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の月額(最も近くて低い金額)」が自動的に適用されます。

<調整後の貸与月額(通信教育)>

(単位:円)

区分	設置者	第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分		第Ⅳ区分(理工農系)	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
通年スクーリング(大学の み) 【月額】	私立	20,000 38,800	20,000 30,000 48,800	20,000 30,000 43,800	20,000 30,000 40,000 53,800	20,000 30,000 48,800	20,000 30,000 40,000 58,800	20,000 30,000 40,000 51,200	20,000 30,000 40,000 61,200
夏季または 冬季スクーリング 【年額】		0	0	0	0	27,600	27,600	55,500	55,500
放送大学(第一 学期または 第二学期) 【年額】		0	0	0	0	27,600	27,600	55,500	55,500

- ※1.2017(平成29)年度以前入学者は、下線の月額を選択できません。
- ※2.併給調整後の貸与金額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の月額(最も近くて低い金額)」が自動的に適用されます。

2. 多子世帯の場合 ＜調整後の貸与月額(昼間部)＞

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分（多子世帯）		第Ⅱ区分（多子世帯）		第Ⅲ区分（多子世帯）		第Ⅳ区分（多子世帯）		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	0	0	0	0	0	0	300 (6,300)	6,300
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (5,600)	5,600
短期大学	国公立	0	0	0	0	2,700 (7,400)	0	5,200 (10,100)	1,800	12,500 (18,500)	18,500
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	1,300 (8,300)	8,300
高等専門学校	国公立	7,900 (5,600)	0	13,700 (14,200)	8,600	19,500 (22,800)	20,000	21,000 (24,900)	22,800	25,400 (20,000 31,400)	20,000 31,400
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (1,600)	1,600
専修学校 (専門課程)	国公立	1,900 (3,800)	0	11,600 (14,900)	0	21,300 (26,000)	14,800	23,800 (28,700)	20,400	20,000 31,100 (20,000 37,100)	20,000 37,100
	私 立	0	0	0	0	0	0	0 (100)	0	3,800 (10,800)	10,800

※併給調整後の貸与金額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

＜調整後の貸与月額(夜間部)＞

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分（多子世帯）		第Ⅱ区分（多子世帯）		第Ⅲ区分（多子世帯）		第Ⅳ区分（多子世帯）		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
大学	国公立	0	0	3,100 (6,400)	0	12,800 (17,500)	6,300	15,300 (20,200)	11,900	22,600 (28,600)	28,600
	私 立	0	0	0 (5,600)	0	11,200 (19,800)	8,700	14,400 (23,300)	15,000	24,000 (20,000 34,000)	20,000 34,000
短期大学	国公立	0 (1,400)	0	9,200 (12,500)	0	18,900 (23,600)	12,400	21,400 (26,300)	18,000	28,700 (20,000 34,700)	20,000 34,700
	私 立	0	0	0 (1,600)	0	10,200 (15,800)	4,700	13,400 (19,300)	11,000	23,000 (20,000 30,000)	20,000 30,000
専修学校 (専門課程)	国公立	8,800 (10,700)	0	18,500 (21,800)	0	28,200 (20,000 32,900)	21,700	20,000 30,700 (20,000 35,600)	27,300	20,000 38,000 (20,000 30,000 44,000)	20,000 30,000 44,000
	私 立	0	0	0	0	7,700 13,300	2,200	10,900 (16,800)	8,500	20,500 (27,500)	27,500

※1.生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

※2.2017(平成29)年度以前入学者は、20,000円を選択できません。

※3.併給調整後の貸与金額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。

＜調整後の貸与月額(通信教育)＞

(単位：円)

区分	設置者	第Ⅰ区分（多子世帯）		第Ⅱ区分（多子世帯）		第Ⅲ区分（多子世帯）		第Ⅳ区分（多子世帯）		多子世帯	
		自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
通年スクーリング(大学のみ) 【月額】	私 立	20,000 38,800	20,000 30,000 48,800	20,000 30,000 40,200	20,000 30,000 40,000 50,200	20,000 30,000 41,600	20,000 30,000 51,600	20,000 30,000 42,000	20,000 30,000 52,000	20,000 30,000 43,100	20,000 30,000 53,100
夏季または冬季スクーリング 【年額】		0		0		0		0		0	
放送大学(第一学期または第二学期) 【年額】		0		0		0		0		0	

※1.2017(平成29)年度以前入学者は、下線の月額を選択できません。

※2.併給調整後の貸与金額は、奨学生が希望している貸与月額と「同額」又は「直近下位の月額（最も近くて低い金額）」が自動的に適用されます。



4. 関係規程

本冊子の内容は、関係規定の改正等により変更が生じる場合があります。最新の情報は、本機構ホームページ等によりご確認ください。

- 独立行政法人日本学生支援機構法
- 独立行政法人日本学生支援機構法施行令
- 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令

本機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/soshiki.html>



日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSOchannel**



JASSO

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization